

全国健康関係主管課長会議

健康局 疾病対策課

臓器移植対策室

1. 臓器移植対策



虐待を受けた児童への対応について

臓器の移植に関する法律 附則5項

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)

5. 虐待を受けた児童への対応等

○ 対応の原則

- ・ 虐待を受けた児童が死亡した場合に臓器が提供されないよう、移植医療に従事する者が虐待が行われた疑いの有無を確認。
- ・ 脳死、心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いのある児童（18歳未満）が死亡した場合は、臓器の摘出は行わない。

○ 児童からの臓器提供を行うための要件、手続き

① 必要な体制整備

虐待防止委員会等の院内体制の整備、対応マニュアル等の整備

② 虐待が行われた疑いの有無の確認

①の院内体制のもとで、虐待の疑いの有無を確認する

③ 臓器提供を行う場合の対応

- ・ 事前に、虐待防止委員会の委員等と情報共有し、助言を得る
- ・ 臓器の摘出に当たっては、倫理委員会等で上記の手続を経たか確認の上、可否を判断する
- ・ 検視等の犯罪捜査に関する手続が行われる場合は、連携を図る

国内初の6歳未満の小児からの 脳死下臓器提供事例の検証

脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」において、1例ずつ、救命治療、法的脳死判定の手続等が法令ガイドラインに基づき適正に行われているかの検証を行っている。

平成24年6月に、国内初の6歳未満の小児からの脳死下臓器提供事例が、富山大学病院(富山県)であり、当該事例についての検証が本年2月20日に行われた。



検証会議において、富山大学病院がガイドライン上求められている対応に加え、児童相談所と連携して虐待が行われた疑いがないことを確認したことも含めて「適正」と評価された。

臓器提供施設と児童相談所の積極的な連携と情報共有について

「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長 母子保健課長通知)
雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号、平成24年11月30日

児童相談所・市区町村と医療機関は、日頃から連携体制や関係を構築する必要がある

特に、臓器移植に関連し・・・

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し、過去及び現在の児童相談所による虐待相談対応の有無等について児童相談所に照会があった場合に円滑に対応できるよう、照会の方法や個人情報保護条例上の整理等について事前に関係部署と協議しておく必要がある。
- 個人情報保護条例については、あらかじめ個人情報の第三者提供に係る除外規定のいずれの条項に該当するか整理することや、必要に応じてあらかじめ個人情報保護審査会の諮問・答申手続により整理することなどが必要となる。

「臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について」

(厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知)
健臓発1206第2号、平成24年12月6日

- 臓器提供者となる可能性がある児童に関し臓器提供施設から児童相談所に照会を行う場合の対応について、児童福祉主管部局や児童相談所と積極的に協議を行うことが必要。
- 協議の結果についてすべての関係機関において認識を共有することも重要
(医療機関及び関係団体、並びに市町村及び関係機関等)



臓器提供施設(医療機関)と児童相談所等との
早急な連携体制の構築をお願いしたい。

医療機関から児童相談所に対する照会への対応状況について

平成24年12月21日臓器移植対策室実施アンケート結果

- ・医療機関が児童相談所に照会を行った場合、回答が得られることができるとしているのは、児童相談所を設置している69自治体中34自治体。
- ・34自治体中15自治体は、児童相談所から回答を得る際に特定の条件が必要となっている。

【問1】 医療機関から児童相談所に対して当該児童に係る虐待への児童相談所の対応状況等に関して照会を行った場合、医療機関は回答を得ることができますか。	H23※	H24	うち 都道府県	
① 回答を得ることができる（②に該当する場合は除く。）	4	8	(4)	(11.6%)
② 臓器提供を行う（検討している）場合に限り回答を得ることができる	7	26	(17)	(37.7%)
③ 回答が得られるようにするために検討中	34	35	(26)	(50.7%)
④ 回答を得ることはできない（検討の予定もない）	2	0	(0)	(0.0%)

※H23の調査は都道府県のみを対象。

（問1で①又は②と回答した自治体への質問）

【問2】 医療機関が児童相談所から回答を得るための条件（当該児童の親権者の同意等）はありますか。		
問1で①と回答 (宮城県、埼玉県、長野県、山口県、札幌市、静岡市、北九州市、熊本市)	①条件がない	2
	②条件がある	6
問1で②と回答 (北海道、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、堺市、岡山市、横須賀市)	①条件がない	17
	②条件がある	9

【回答を得るための条件（例）】

※下線のある自治体はH23の調査において検討中としていたところ。

- ・親権者（児童の法定代理人）等の同意 / 文書による申請 / 要保護児童対策地域協議会の構成機関であること
- ・状況を確認しケース毎に判断し対応 / 保護者の同意書及び児童相談所からの虐待情報を保護者に開示しないこと 等

（問1で①又は②と回答した自治体への質問）

【問3】 医療機関が児童相談所から回答を得られるよう対応することになった理由は何ですか。（複数回答可）	
① 医療機関から要望があったため。	9
② 改正臓器移植法が成立・施行したため	24
③ 実際に臓器提供事例があった又は臓器提供事例の報道を受けて	4
④ 「臓器提供施設と児童相談所の連携のための関係者間協議の推進について」（通知）が示されたため	1
⑤ （改正臓器移植法とは無関係に）以前から回答が可能となっていた。	5
⑥ その他	3

（⑥その他の内容）

- ・児童虐待情報の収集・提供にあたり、一部のケースでは収集・提供が可能か疑義が生じたため。
- ・児童の福祉を優先した対応をしているため。
- ・個人情報保護条例により本人同意があれば提供可能なため。

（問1で③と回答した自治体への質問）

【問4】 現在の検討状況について教えてください。	
① 担当部局内で検討中又は関係部局と協議中	24
② 個人情報保護審査会へ諮問中	3
③ その他	7

（③その他の内容）

- ・検討時期について未定。
- ・個人情報保護審査会への諮問に向けて準備中。（2）
- ・管内全体で対応できるよう児童相談所設置市と調整中。（2）
- ・審議会の答申を得ており、取扱指針等の制定中。（2）

（問1で④と回答した自治体への質問）

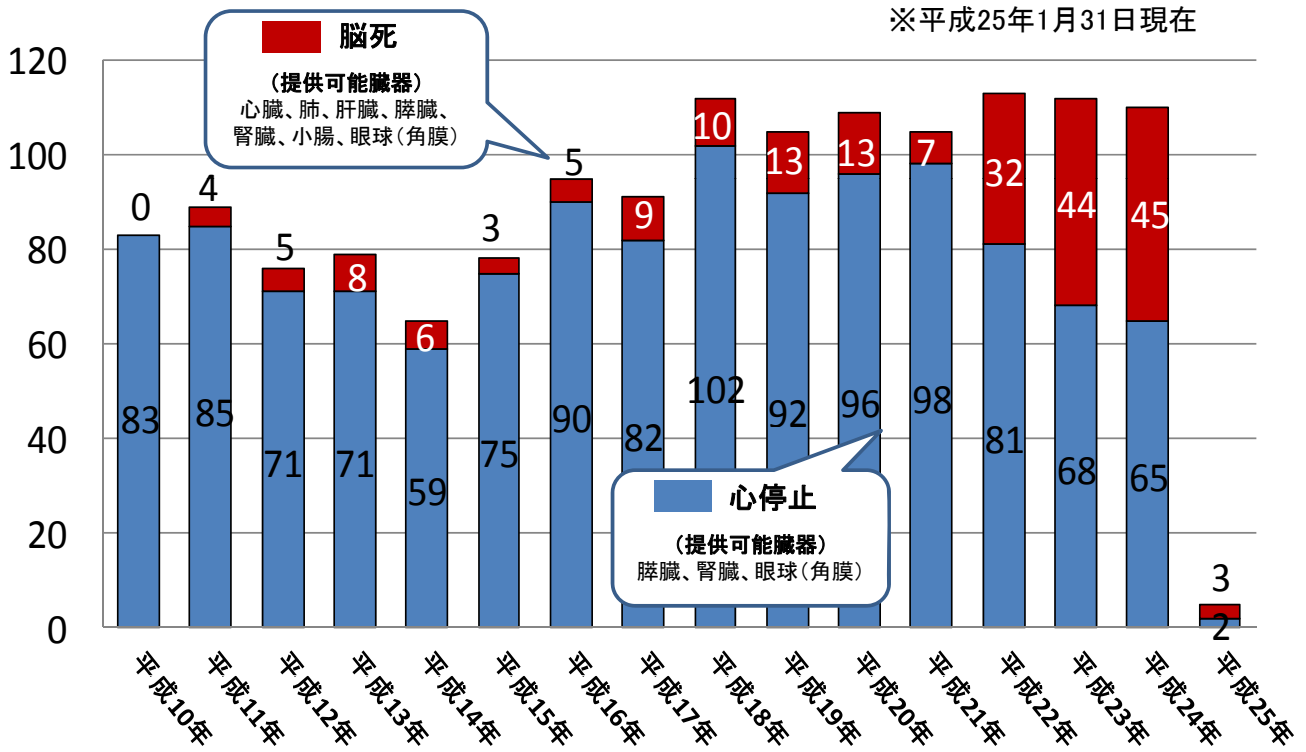
【問5】 医療機関が児童相談所から回答が得られるよう対応する予定がない理由は何ですか。（複数回答可）	
該当なし	

臓器移植の現状

臓器提供者数の推移(年別)

(平成10年～平成25年)

※平成25年1月31日現在



臓器移植の実施状況

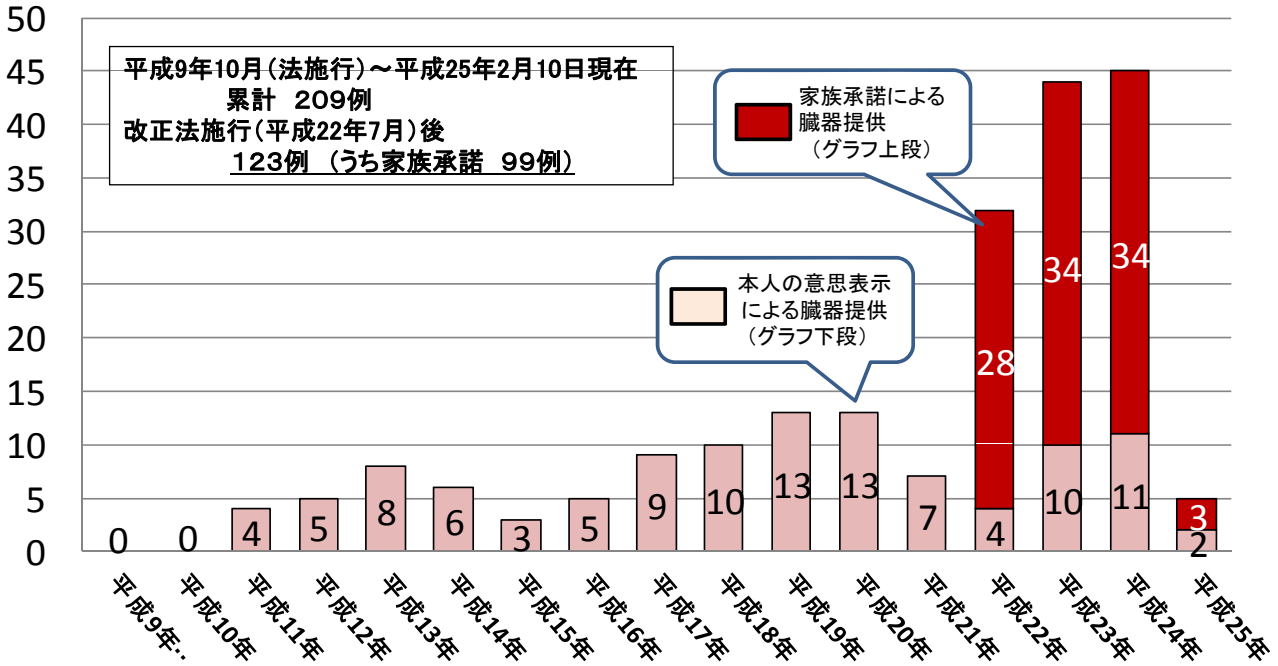
	平成21年 (1~12月)	平成22年 (1~12月)	平成23年 (1~12月)	平成24年 (1~12月)	移植希望者数 ※
心臓 (単独) (脳死下)	6件	23件	31件	28件	231名
肺 (単独) (脳死下)	9件	25件	37件	33件	187名
心肺同時 (脳死下)	1件	0件	0件	0件	4名
肝臓 (単独) (脳死下)	7件	30件	41件	40件	386名
膵臓 (単独) (脳死下)	0件	2件	6件	9件	45名
腎臓 (単独)	182件	186件	182件	174件	12,546名
	脳死下	7件	39件	58件	
肝腎同時	0件	0件	0件	1件	10名
	脳死下	0件	0件	1件	
膵腎同時	7件	23件	29件	18件	155名
	脳死下	7件	23件	18件	
小腸 (脳死下)	1件	4件	3件	0件	4名
眼球 (角膜)	1,595件	1,696件	1,592件	1,493件	2,341名
	脳死下	12件	24件	33件	

※ 移植希望者数は、平成24年12月31日現在。

臓器提供の体制整備について

脳死下での臓器提供者数の推移(年別)

平成22年7月の改正法施行後、脳死下臓器提供事例は急増しているが、家族承諾による提供が多く、本人意思表示による臓器提供は増加していない。

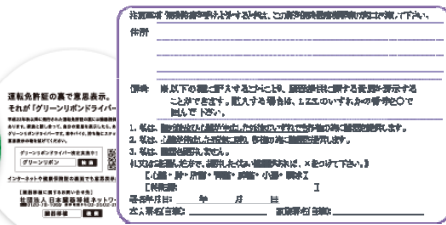


臓器移植に関する普及啓発の取組

臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、本人に「意思表示をしていただくこと」「記入していただくこと」に力点を置いた普及啓発が重要。

臓器移植に関する教育用普及啓発パンフレット等

- 移植医療に関する認識と理解を深めるために、中学生向けのパンフレット「いのちの贈りもの」を作成し、全国の中学校、教育委員会に送付している。
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、教職員を対象に「いのちの教育セミナー」を開催(H24年度は全国3カ所で開催)し、道徳教育や総合的な学習の時間などで臓器移植を題材とした授業が行えるよう、その進め方等を普及。



一般向け普及啓発活動

- ポスター、リーフレット等の各種啓発資材を利用した啓発活動
- 臓器移植推奨月間(10月)に合わせた取り組み等

健康保険証及び運転免許証裏面への意思表示

- 厚生労働省では、国家公務員共済組合の組合員証の更新(カード化)に伴い、改めて臓器提供に関する意思表示欄への意思の記入を全職員に周知。(厚労省共済組合ほか、9つの共済組合でも同様の取り組みを実施。)
- 日本臓器移植ネットワークにおいて、
 - ・運転免許証裏面での意思表示を促進する取り組みとして、全国のタクシー会社の協力を得て車両(33,000台)に啓発ステッカーを貼る活動を実施。
 - ・薬剤師会の協力により、県内*の調剤薬局全店にリーフレットを設置し、薬剤師が、意思表示の意義や意思表示欄の書き方を伝える活動を実施。
 ※愛知県、島根県、香川県、高知県、熊本県、愛知県、佐賀県



地域における普及啓発の取り組み事例

●長崎県

- ・臓器移植推進普及月間(10月)に、県庁時計台にグリーンリボンの懸垂幕を掲示し、夜間に緑色にライトアップ。(点灯式を開催しマスコミを通じPR。)
- ・長崎市および佐世保市において、移植医療のPRラッピング(車体広告)バスを年間を通じて走行。



●栃木県、高知県

- ・県内の中学校の生徒に、命の大切さや臓器移植医療を理解してもらうための講義を実施(「命の学習会」「いのちの授業」)。

●東京都(臓器移植コーディネーター)

- ・医療機関、献血センター等を対象に、移植医療制度の理解促進、医療を通じたボランティア活動の一環として臓器提供意思表示を考える機会を設けるための教材を配布。



都道府県臓器移植コーディネーターとともに、医療保険者(地共済、市町村国保等)、都道府県警察(交通安全協会)、教育委員会等との連携も検討し普及啓発に取り組んでいただきたい。

都道府県臓器移植コーディネーターの業務について

① 日常業務

地域において臓器移植の普及定着を図るため、以下の業務を行う

- 地域住民に対する普及啓発活動
- 臓器提供施設の医療従事者等に対する普及啓発活動
- 臓器提供施設との連携体制の確保・整備 他

② 臓器提供発生時業務

(社)日本臓器移植ネットワークのコーディネーターと連携し、以下の業務を行う

- 臓器提供に係る意思の確認等
- 検査及び摘出された臓器の運搬に関する手続き
- ドナー家族に対し、移植患者の余後の報告 他

中学生向け普及啓発パンフレット

インターネットで臓器提供の 意思登録をしましょう！

まず、家族ともよく話し合って、自分の意思を決めましょう。
提供する意思も、しない意思も登録できますが、有効となる年齢は異なります。
5ページの表を見てください。

モバイルから



携帯電話でも
意思登録できます。

パソコンから



http://www.jotnw.or.jp/m http://www.jotnw.or.jp

仮登録

IDの入った登録カードが送られてきます。

本登録

サイトにアクセスして、IDとパスワードを入力します。

登録完了

臓器提供の際に、本人の意思が確認できる対象となります。

臓器移植に関する問い合わせを受け付けています。

(社)日本臓器移植ネットワーク

携帯電話からは
☎0120-78-1069 ☎03-3502-2071

ウェブサイトにもさまざまな
情報が掲載されています。 <http://www.jotnw.or.jp>

眼球(角膜)の移植についてはこちらまでお問い合わせください。

(公財)日本アイバンク協会

TEL.03-3293-6616 <http://www.j-eyebank.or.jp/>

この印刷物はAランクの資料のみを使用しており、印刷物の底にリサイクル記号です。

いのちの贈りもの あなたの意思で救える命



グリーンリボンは、
移植医療のシンボルです。

INDEX

臓器移植を受けた人の話	1
臓器移植ってなんだろう？	2
移植を必要としている患者さんはどれくらいいるの？	3
誰もがドナーになれる可能性が	4
考えよう、話し合おう。	4
臓器提供には「意思表示」が大切なんだ。	5
脳死と心臓死	6

厚生労働省・JOT
(社)日本臓器移植ネットワーク

誰もがドナーになれる可能性が…

みなさんは「死」について考えたことが
ありますか？

つい、さっきまで元気だった人が、交通
事故で死んでしまうかもしれません。何か
のきっかけで病気が急に悪くなり、それが
死につながってしまうこともあります。

もし、交通事故や病気で死んでしまっ
ても、いくつかの臓器が健康な状態だっ
たら？その健康な臓器は、臓器が機能

しなくなったために苦しんでいる人、死
と向き合っている人に分けてあげること
ができます。

どんなに健康な人にも、寿命があり、
いつまでも生き続けることはできません。
いつかは死がやってきます。だからこそ、
**誰もが自分の死後に臓器を提供するか、
しないか、考えることができるのです。**



ドナーになった人の家族の気持ち

- 体の一部がどこかで生きていてくれると思えば、これから辛いときにも頑張れると思うし、生きていく希望になると思う。
- 将来、本人の子供達に「お母さんは偉かった」と伝えてあげたい。
- 本人もまだ若いしこのまま亡くなるのも悔しい。誰かのなかで生きていて欲しいと思う。
- 提供して誰かの役に立つなら、本人も満足すると思う。

考えよう。話し合おう。

もし、自分や家族が臓器移植で命が
助かるかもしれないしたら、「臓器移植
を受けたい」ですか、それとも「移植を
受けたくない」ですか？

もし自分や家族が脳死や心臓死に
なったら、「使える臓器を提供したい」
ですか、それとも「提供したくない」
ですか？

どれも大切な「自分の気持ち」です。
正解も不正解もありませんが、「あなた」
はどうですか？よく考えてみましょう。

また、本人の気持ちが分からない場合
は、臓器提供をするかどうかは残された
家族だけで決めることになります。みな
さんや家族がどう考えているのか、家族
とよく話し合っておくことが大切です。



日本とアメリカの死後の臓器提供者数と移植数(2011年)

提供者数	日本	112 (脳死 44・心停止後 68)
	アメリカ	8,126
移植数	日本	329
	アメリカ	22,617

UNOS, JOTホームページより